

# 住民監査請求書

令和元年7月6日

荒川区監査委員殿

請求人

東京都荒川区南千住五丁目9番6-503号

徳の国オンブズマンの会

税理士 伊坂 勝泰



TEL 03-3803-7567

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

## 記

### 請求の要旨

平成30年7月21日自民党荒川区議会議員13名全員は、優雅に越後湯沢にて、温泉につきながら、政務調査費を使って区民生活について勉強会を開いた。

そこに、区の幹部職員がご丁寧にも42名が私費で参加している。明らかに区の幹部職員42名は、任意らしいが、なかば強制的に駆り出され、区の行政の説明をさせられている。あたかも区の職員を越後湯沢に強引に駆り出し、荒川区の自民党の大先生方の公的支出を正当化するカモフラージュされている感がある。わざわざ越後湯沢まででばって、区の行政の勉強会を政務調査費を使ってやる必然性は全くないばかりか、違法及び不当な公金支出と断ぜざるを得ない。

議員はすべて公金支出、幹部職員42名はオブザーバーで私費で参加と言いながら、明らかに強制参加をさせられている実態は明らかである。

荒川区議会自民党は、明らかに驕りからの行動であり、これを認めたら、区の幹部はかわいそうである。彼らは弱い立場で、議員には何も言えない立場なので、一人の草莽税理士の私が「正しい事を正しい」と貫く覚悟で住民監査請求を行使する。

荒川区議会自民党は、13名もおり今までずっと半分の議席を有することから驕りからの行動と考えられる。



そもそも政務調査費の調査経費とは、後段に現地調整に要する経費となっており、越後湯沢を調査したとでも言うのか。又、前段は荒川区に関係する必要な調査と記されているが、越後湯沢でわざわざやる必然性は全く認められないばかりか、荒川区議会議員そのものは、全員公費を使っているのに荒川区の幹部職員の42名は、オブザーバー私費でとされ区の行政の説明を求められている。

弱い立場の職員は全く逆らえないのを良いことに荒川区議会自民党は、やりたい放題と断ぜざるを得ない。

今後のためにもこのような大名公金議員旅行をやめさせるための請求である。つまり、人間として正しい事を貫くため、それに基づいた行動である。

従って、議員13名並びに幹部職員42名の通常、支払われるだろう全費用について、荒川区議会自民党13名の当時の議員に分担して全額区と幹部職員に返還すべきと考えての正義の住民監査請求である。

本件怠る事実、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実に該当するものである。本件住民監査請求の対象は、平成30年7月21日の違法又は不当な財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実を対象とするものである。

よって、本件請求人は、荒川区監査委員が、違法又は不当な財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実について責任を有する者に対して当該損害の補償を求めるほか「必要な措置」をとるよう関係者に対して勧告することを求める。

以 上